

介護保険

福祉用具購入 の手引き



令和 8 年 8 月作成

海老名市 保健福祉部 介護保険課

1 特定福祉用具販売とは

- ・特定福祉用具販売とは
- ・生活環境を整える在宅サービス
- ・適正な福祉用具購入のための留意事項

2 特定福祉用具購入要件

3 特定福祉用具購入費支給限度額

4 支払方法

- ・償還払い
- ・受領委任払い

5 福祉用具対象種目

- ・福祉用具貸与及び特定福祉用具販売対象種目
- ・購入対象種目
- ・同一種目の再購入について

6 相談から支給までのながれ

7 相談窓口

1 特定福祉用具販売とは

特定福祉用具販売とは、可能な限り自立した生活を送り、入浴や排泄の本人及び介護者の負担を軽減するための特定福祉用具を購入した際、購入した費用の一部が海老名市より支給される制度です。

限度額内において、かかった費用から自己負担分を除いた額が介護保険の給付費として海老名市から払い戻されます。

■生活環境を整える在宅サービス

- 介護に役立つ福祉用具を借りることのできる**福祉用具貸与**
- 指定を受けた事業者から介護に役立つ福祉用具を購入したときに、10万円(年度)を上限に利用者負担分を除いた額が支給される**特定福祉用具販売**
- 事前に市へ申請したうえで、住宅改修をしたときに同一住宅に対し 20 万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給される**住宅改修**

福祉用具については、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時、適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、**貸与が原則**ですが、**貸与になじまない性質のもの**(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は**福祉用具の購入費を保険給付の対象**としています。

適正な福祉用具購入のための留意事項

福祉用具の購入・貸与にあたっては、事前にケアマネジャーや福祉用具専門員相談員に相談し、利用者の心身の状況や生活環境、日常生活全般の状況に応じた適切な福祉用具を選定してください。

※受領委任払い制度をご利用の場合、事前に海老名市に登録のある事業者が対象となります。

2 特定福祉用具購入要件

- (1)海老名市の被保険者であり、要支援・要介護認定を受けている
- (2)特定福祉用具販売事業所から福祉用具を購入している

上記の2つに該当している場合、支給対象となります。

申請内容を確認の上支給となります。

該当していても不支給になる場合がございますのでご了承ください。

(1)海老名市の要支援・要介護認定を受けている人

- ・海老名市の被保険者で、要支援1～2または要介護1～5と認定されている
- ・購入日～申請日が認定有効期間内である

(新規で介護認定を申請している場合の申請はお受けいたしかねます。

区分変更及び更新申請中の場合は、結果がでてからの支給決定となります。)

(2)特定福祉用具販売事業所から福祉用具を購入している

- ・都道府県の指定を受けた販売店から福祉用具を購入した場合が支給の対象となります。

(指定福祉用具販売事業者の一覧は、介護保険課窓口又はWAM NETから確認できます。)

3 特定福祉用具購入費支給限度額

要介護状態にかかわらず、被保険者 1 名に対し、
年度内で **10 万円(支給限度基準額)**です。

- ・保険給付対象額のうち、負担割合証に記載された割合(1～3割)は自己負担になります。(負担割合基準日＝領収書の日付時点※)
- ・限度額残高を超えて特定福祉用具の購入を行った場合、超えた分は全額自己負担となります。限度額残高については海老名市役所介護保険課介護保険係までお問い合わせください。
- ・支給限度基準額の範囲内であれば、複数回に渡って支給申請をすることが可能です。

※限度額の管理は領収日の属する年度において支給限度額を管理します。

例 1 令和 6 年度に代金を支払い、令和7年度に支給申請を行った。
⇒令和6年度分として限度額管理を行います。

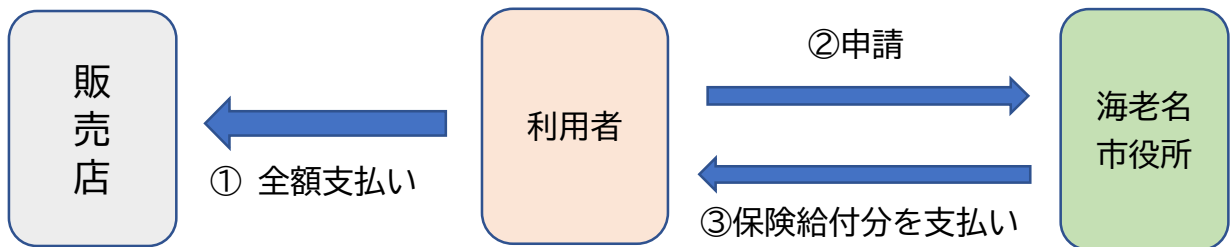
例 2 令和 6 年度に商品の引き渡しを行い、令和7年度に代金を支払った。
⇒令和7年度分として限度額管理を行います。

4 支払方法

支払方法は、償還払いと受領委任払いの2種類です。

○償還払い

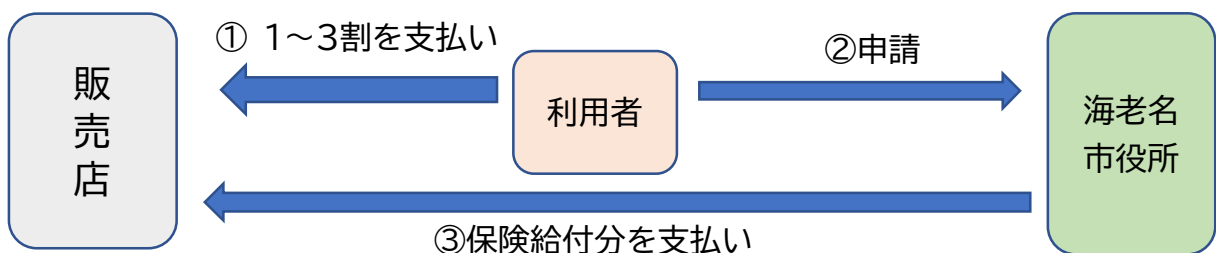
購入費の全額を販売店に支払い、負担割合証に記載された1～3割の自己負担額を除いた介護保険給付額を、市から被保険者に支払います。



○受領委任払い

負担割合証に記載された1～3割の自己負担額のみを販売店に支払い、介護保険給付額を市から販売店に支払います。事前登録している販売店が対象です。詳細は海老名市ホームページをご覧ください。

受領委任払いとなるのは、限度額残高の範囲内のみです。



※介護保険料を滞納している方は、受領委任払いでの支払いができない場合がございます。

5 福祉用具対象種目

介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常の生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としています。

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売対象種目

【福祉用具貸与】	
・車いす(付属品含む)	・スロープ
・特殊寝台(付属品含む)	・歩行器
・床ずれ防止用具	・歩行補助つえ
・体位変換機	・認知症老人徘徊感知機器
・手すり	・自動排泄処理装置
	・移動用リフト(つり具の部分を除く)
【特定福祉用具販売】	
・腰掛便座	・簡易浴槽
・入浴補助用具	・歩行器
・排泄予測支援機器	・自動排泄処理装置の交換可能部分
・スロープ	・歩行補助つえ
	・移動用リフトのつり具の部分

・貸与になじまない性質のもの(入浴・排泄関連用具等)は福祉用具の購入費が保険給付の対象となります。スロープ、歩行器、歩行補助つえは貸与と購入を選ぶことのできる**選択制福祉用具**のため、ケアマネジャーや福祉用具の指定事業者にご相談ください。

・福祉用具貸与の対象商品は、公益財団法人テクノエイド協会が運営する福祉用具システム(TAIS)にて、貸与の表示があるもの、福祉用具購入の対象商品は同システムにて販売の表示があるものが対象となります。

(本来の目的以外で使用する場合は対象外となります)

購入対象種目

腰掛便座	・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・便座、バケツ等からなり移動可能である便器
自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部分(レシーバー、タンク、チューブ等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行うものが容易に交換できるもの
入浴補助用具	・入浴用いす ・浴室内すのこ ・浴槽用手すり ・浴槽内すのこ ・入浴台(浴槽の縁にかけて出入りを補助するもの) ・入浴介助ベルト(直接身体に巻きつけるもの)
簡易浴槽	空気式または折り畳み式等で容易に移動できるものかつ取水または排水のために工事を伴わないもの
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う者に通知するもの
スロープ	段差解消のためのものであり、取り付けに際し工事が伴わないもの
歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上股で保持して移動させることが可能なもの(車輪、キャスターがついている歩行車は除く)
歩行補助つえ	・単点杖(カナディアン、クラッチ、ロフストランド、クラッチ・プラットホームクラッチ) ・多点杖

○同一種目の再購入について

原則支給対象外です。(介護保険法施行規則第 70 条第2項)

しかし同条但し書きにて、破損及び被保険者の身体状況の変化、またその他特別な事情がある場合において保険者判断とし、再購入を認める場合がある旨の記載がありますので、再購入は海老名市(保険者)判断で可能としています。

海老名市の定める再購入等の条件は以下の通りです。

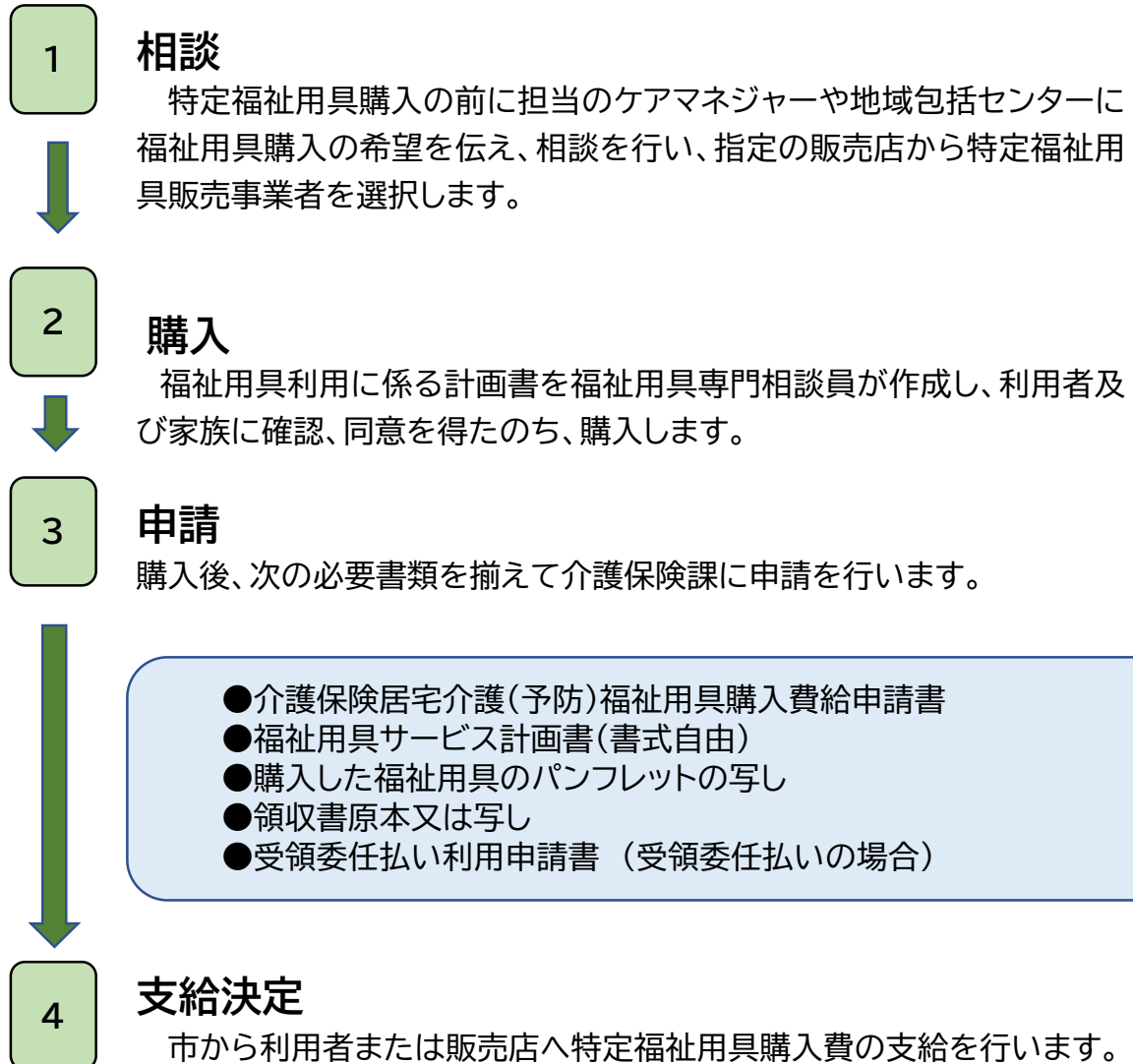
- (1) 前回の購入日時点から**5年以上経過**している
- (2) 前回の購入日時点と比較して本人の身体状況が著しく変化している
- (3) 種目の性質等から複数個の利用が想定される場合

上記のいずれかに該当する場合、支給対象とします。

利用計画書に詳細の記載をお願いいたします。

◎その他の事情がある場合やご不明点等ございましたら購入前に海老名市にあらかじめご連絡ください。(購入後の場合支給対象外になる可能性があります。)

6 相談から支給決定までのながれ



<注意事項>

- パンフレットの写しは購入種目、商品名、製造業者名がわかるものとし、対象商品に印をつけてください。
- 領収書には、被保険者本人の宛名(フルネーム)及び領収日を明記してください。
- 書類に不備、不足がある場合は支給決定が遅れる場合がございます。
- 介護保険法200条に基づき、領収日から起算して2年以上経過すると時効となり、福祉用具購入費の支給を受ける権利が消滅します。

7 相談窓口

受付窓口	受付曜日・受付時間	地区
海老名市役所 1階 介護保険課 介護保険係 勝瀬175-1	月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話 235-4952	市内全域
海老名東地域包括支援センター 東柏ヶ谷3-5-1 ウエルストーン相模野102号	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 292-1411	柏ヶ谷、東柏ヶ谷 望地
海老名北地域包括支援センター (えびな北高齢者施設内) 上今泉4-8-28	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 231-6061	上郷、下今泉 上今泉、扇町、泉 めぐみ町
海老名中央地域包括支援センター 中央1-18-33 エクシード金子1階	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 234-2973	勝瀬、中央 国分南、国分北
さつき町地域包括支援センター (海老名市医療センター内) さつき町41	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 234-7226	中新田、さつき町 河原口、社家
国分寺台地域包括支援センター 浜田町25-14 フジビル1階	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 233-8881	大谷、大谷南、大谷北 国分寺台、浜田町
海老名南地域包括支援センター (えびな南高齢者施設内) 杉久保南3-31-6	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 238-7691	中河内、中野、今里 杉久保北、杉久保南 上河内、本郷、門沢橋
海老名市基幹型地域包括支援センター (海老名市役所内) 勝瀬175-1	月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話 233-0111	各地域包括支援センターの統括、総合調整、後方支援など